



2026年5月27日

各位

会社名株式会社エクストリーム  
代表者名代表取締役社長CEO佐藤昌平  
(コード番号: 6033 東証グロース)  
問合わせ先取締役 管理本部長 島田善教  
TEL. 03-5949-2003

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月24日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の理由

- 当社の経営体制の強化充実を図るため、当社定款に定める取締役の員数の上限（変更案第17条）を5名以内から12名以内に変更するものであります。
- 変化の激しい経営環境下において、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期（変更案第19条）を2年から1年に短縮するものであります。  
また、取締役任期短縮と併せ、会社法第459条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、内容が重複する自己株式取得に関する規定（現行第7条）を削除、中間配当に関する規定（現行第38条）を整理・統合するものであります。
- 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、また有用な人材を招聘することを目的として、会社法に定める範囲内でその責任を免除または限定できる旨の規定（変更案第26条、第34条）を整備するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- その他、上記各変更に伴う条数の繰上げ、字句の修正等の所要の整理を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第17条 (条文省略)	第7条～第16条 (現行どおり)
(員数) 第18条 当社の取締役は <u>5</u> 名以内とする。	(員数) 第17条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。
第19条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)

<p>(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(第 2 項削除)</p>
<p>第 21 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条～第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役の責任免除) 第 27 条 (第 1 項新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 26 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 28 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条～第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) 第 36 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(第 2 項、第 3 項新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

<p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 (予定)      2026年6月24日
- (2) 定款変更の効力発生日 (予定)                      2026年6月24日

以 上